

第2回 緊急地震速報評価・改善検討会

「緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会」の議事概要

1. 部会の概要

日 時：平成 22 年 10 月 29 日(金)15:00～17:15

場 所：気象庁講堂(気象庁庁舎 2 階)

部会委員出席者：中森部会長、小豆澤(代理：関)、加藤、上村、国崎、鷹野、西野(代理：林)

気象庁出席者：西出、橋田、土井、関田、横山、松村、内藤

2. 議事概要

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」について、国民からのご意見に対する気象庁の見解や修正案、及びガイドラインの実効性の確保方策について、各委員にご議論いただいた。

今回の議論等を受けて、気象庁でガイドラインの修正案を各委員からのご意見をいただきつつ作成することとした。委員からの主な意見等は以下のとおり。

< 国民からのご意見と気象庁の見解について >

- ・本ガイドラインが法的な規制を有していないとは言え、「必須」や「推奨」の文言は配信・許可事業者には戸惑いや誤解を生じる可能性があることに配慮すべきではないか。
- ・「必須」項目を多くするとコストが上がり、結果として受信端末の普及を阻害することになるのではないか。
- ・端末利用者は、ガイドラインの内容をすべて理解し、受信端末や配信を選択するのは難しいので、ガイドラインに準拠している受信端末や配信がわかるマークがあると選択しやすい。
- ・既存の端末にガイドラインを遡及適用しないことは原則としてやむを得ないが、端末利用者にとってみれば遡及しないということは理解しがたいのではないか。
- ・既存の端末の改修が困難であっても、配信・許可事業者は端末利用者にガイドラインへの適合状況を説明する責任があるのではないか。
- ・ガイドラインが効力を持つようになる時期を明確にする必要がある。
- ・緊急地震速報は瞬時に伝達されてこそ価値があるものなので、「端末に届くまで 1 秒未満であること」を否定する意見が出ることが理解できない。
- ・インターネット回線では、回線に障害がなくても、回線負荷が上がるような場合には(例えば複数同時に動画を見ていると)1 秒では伝達できない可能性もあり、ガイドラインの「適切な通信や配信」とはどのようなものかの説明を加えるべき。
- ・インターネット回線の品質について、利用者に説明することは重要。
- ・ケーブルテレビの受信端末をガイドラインの対象とすると法律等に抵触すると意見があるが、どの部分が抵触するのか、精査すべき。
- ・普及が一番進んでいるケーブルテレビの受信端末をガイドラインの対象外とするとガイドラインの実効性がなくなるのではないか。
- ・報知音について、聞こえにくいならば音量を上げる等対策があると思うので、緊急地震速報として意識してもらうために報知音は統一した方がいい。
- ・工場や工事現場では別の報知音の選択もあるとするのではなく、工場ではこの音、

ではこの音等、指定する方がよいのではないか。

- ・端末を販売した後であっても配信・許可事業者が連携すれば端末利用者の利用方法を把握できるのではないか。
- ・配信・許可事業者にのみ端末利用者の利用方法の把握を求めるのではなく、端末利用者にも協力を求めることはよい。
- ・利用方法の把握のために、端末利用者に配信・許可事業者へ利用方法を連絡すること(協力)を求めるのはよいが、配信・許可事業者が把握しなくても良いと受け取られないような文章にすべき。
- ・サーバーの障害やメンテナンス時にも緊急地震速報を配信するための対策として、複数のサーバーによる運用以外があるとは思えない。
- ・「冗長化」は常時配信を行うための手段である。手段を記述するのではなく、常時配信を確保することが目的であることを明確に表現すべき。
- ・ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて利用者に知らせる装置は本ガイドラインの対象外としているが、受信端末と同様に放送設備を制御している事例が見受けられること、利用者から見ればガイドラインの対象であるかどうかの区別はつきにくいことなどから、単に対象外と除外するのではなく、その装置についても利用者のためにガイドラインのようなものが必要ではないか。

<ガイドラインの実効性の確保について>

- ・ガイドラインの関係するところを抜き出す等、受信端末を導入しようとする利用者にわかりやすい資料を作成して周知すると、よりよい理解とガイドラインの実効性の確保をしやすいのではないか。
- ・緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議を通じて、各分野における緊急地震速報への理解を深めてもらいたい。
- ・緊急地震速報には警報と予報があって、予報についても、もっと説明を行う、わかりやすい資料を作る等、受信端末を導入しようとする利用者にPRをしていくべきである。
- ・報道発表の仕方を工夫するなど、一過性の報道とならないようもっとメディアを利用すべきである。
- ・9月29日の福島県中通りの地震の緊急地震速報は予測としては過大であったが、結果的に国民への良い宣伝になった。本物の地震による緊急地震速報は滅多に発表されないので、普段から定期的に接することができるよう、これを機に訓練を行い緊急地震速報の積極的な普及を進めるべきではないか。
- ・対象となる事業者にとってガイドラインに沿った場合のコストに見合うメリット・ベネフィットを示していくことが重要。
- ・学校や公共施設にはガイドラインに準拠した製品を導入するよう働きかけるなど、ガイドラインに準拠した製品を作ると、どのようなメリットがあるのかを示さなければ、ガイドラインに準拠した製品は増えないのではないか。

3. 今後の予定

- ・今回の議論を踏まえて、国民からいただいたご意見への気象庁の見解を記載するので、今後も委員各位のご意見をいただきたい。
- ・次回の部会開催については、今後調整する。